

令和7年4月より 下記の世田谷区立小学校に

自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します

世田谷区教育委員会では、「世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒への多様な学びの場をより充実させるため、特別支援学級の整備を進めています。

令和7年4月より小学校2校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

◎玉川小学校
(中町2-29-1)

◎京西小学校
(用賀4-27-4)

★「自閉症・情緒障害特別支援学級」とは

- 全般的な知的発達が遅れがなく、自閉症や東京都が示している情緒障害等の項目に該当する方で、特別支援教室での指導では十分に成果を上げることが難しく、常時少人数の学習環境が必要な児童のための学級です。小集団（1学級あたり8人以内）の中で、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。
- 自閉症・情緒障害学級の教育課程は、小・中学校に準じた学習内容となっています。各教科、特別の強化 道徳、特別活動、総合的な学習の時間は小・中学校と原則同じ学習内容です。
- 教科、領域等の学習のほか、個々の特性や状態に応じた集団適応や人間関係の形成を図り、社会参加に向けて、学習上、生活上の困難を改善・克服することをねらいとした自立活動を実施します。

★対象となる児童

- 全般的な知的発達が遅れがなく、自閉症又はそれに類する障害で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な児童
- 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難な児童
- 世田谷区の就学相談で、自閉症・情緒障害特別支援学級への就学が望ましいという結果を受けた児童

「初就学」(令和7年度に新1年生に入学するお子さん)、「転学」で申し込みの方法が異なりますのでご注意ください。

★「自閉症・情緒障害特別支援学級」の入級の流れ(就学相談)

就学相談 : 来年度小学校へ入学するお子さんの相談

受付期間 : 令和6年10月31日(木)まで

1	教育委員会(支援教育課 支援教育担当)への申し込み ・保護者の方が電話で相談の申し込みをしてください。
2	教育委員会より就学相談書類(就学支援ファイル)の送付 ・お子さんの様子や就学先のご希望等をご記入いただく書類(就学支援ファイル)を教育委員会より郵送します。 ・相談書類が教育委員会に到着後、面談日・場所等の調整の連絡をします。
3	教育相談室での面談(発達検査) ・お子さんは心理相談員による発達検査等を行い、保護者の方は就学相談担当職員との面談を行います。
4	専門委員会 ・お子さんは、小学校教員と小集団で活動し様子を見させていただき、保護者の方は就学相談担当職員との面談を行います。
5	就学支援委員会 ・3、4でのお子さんの様子をもとに、医師、小・中学校長の代表、教育相談室の心理相談員、特別支援学校の教諭等の幅広い意見と検討を踏まえ、お子さんの就学先についての意見をまとめます。
6	保護者への連絡・相談 ・5で検討した結果を教育委員会より保護者の方へお伝えします。 ※就学支援委員会の結果、自閉症・情緒障害学級への就学が望ましいとの結果になり、就学を希望する場合は、区指定の「医師の診察記録」の提出が必要になります。あらかじめ、主治医を決めておくようお願いいたします。

★「自閉症・情緒障害特別支援学級」の入級の流れ(転学相談)

現在、既に小学校に在籍しているお子さんで、通常の学級から特別支援学級へ転校するための相談(転学相談)については、個々の状況によりご相談の流れが異なりますので、支援教育担当へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ

支援教育課 支援教育担当 電話 6453-1514